

日助発 第98号

2020年11月18日

衆議院議員

木村 やよい 先生

公益社団法人日本助産師会

会長 島田真理恵



要 望 書

緊急避妊を必要とするすべての女性が、服用の機会を損ねることなく的確に緊急避妊薬の服用ができ、かつその後の継続支援が受けられる体制を整えていただきたい。

- 1) 助産所において、受胎調節実地指導員認定講習を修了した助産師若しくはアドバンス助産師®が緊急避妊薬を必要としている者の面談を行い緊急避妊薬の販売および経過観察を受けることができる体制を整えていただきたい。
- 2) 緊急避妊薬服用後の避妊教育の実施において、受胎調節実地指導員認定講習を修了した助産師もしくはアドバンス助産師の活用を図られたい

要望理由

日本助産師会は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）を尊重し、女性の生涯にわたる健康増進に関する活動を実施している。

今般、調剤薬局の薬剤師が処方箋なしで緊急避妊薬の販売を行えるようするなどの報道があった。緊急避妊薬の服用については、この薬を必要とするすべての女性がタイミングを損ねることなく的確に服用できる環境づくりおよびその後のフォローが女性の健康を守るために必要である。単に早急に服用できることを目指すだけでなく、服用後の経過の確認や服用者の心理社会的側面に配慮した対応と、その後の避妊教育を併せて実施することが必要である。

そのため、助産所において、緊急避妊薬を販売できるようにすることと、その後の適切な経過観察を受けることができる体制づくりとともに、緊急避妊薬服用後の避妊教育が受けられるよう、環境整備をお願いしたい。